

令和 6 年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

— 第 1 号 —

○会議日時 令和 6 年 9 月 1 7 日 (火) 午前 9 時 30 分 ～ 午後 4 時 20 分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	伊 藤 陽 一	副委員長	○	松 山 裕
委員	○	加 藤 好 雄	委員	○	五 戸 豊 弘
委員	○	石 川 信 夫	委員	○	大 島 昌 弘
			出席 6 人 欠席 0 人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	伊 澤 仁 一	都市建設部長	倉 持 吉 男
農 政 課 長	神 戸 良 和	商工観光課長	関 孝 夫
農業委員会事務局長	金 田 欣 明	都市政策課長	古 橋 栄 一
整備 課 長	永 塚 勝	管理保全課長	北 野 和 利
上下水道局長	野 口 政 人	上下水道課長	須 賀 秀 人

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	五 月 女 治	議 事 課 長	大 門 啓 美

○議員傍聴者 鈴木一司議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 伊藤陽一委員長、貝木幸男副議長、坂村哲也市長

3. 概要録署名委員 大島昌弘委員

4. 事 件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 スマート I C 整備事業
天平の丘公園周辺施設整備事業
市道8370号線整備事業
麦・大豆生産技術向上事業
仁良川地区土地区画整理事業

陳情第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

[陳情者からの趣旨説明]

質 疑

○石川信夫委員：今回の陳情は労働者側の意見であるが、使用者側として物価上昇による倒産や休廃業が増えており賃上げに対しては賛同していない。その点についてはどのように考えているか。

●陳情者（鈴木）：ご指摘の内容は十分承知している。今回主張している最低賃金1,500円の根拠は、一人の人間が働いて生活するためには、ひと月24万円のお金が必要ということである。使用者側とすれば、いきなり賃金を上げられては成り立たなくなってしまうことは理解している。そこで、中小企業や零細企業に関しては、国が何らかの補償をしながら、最低賃金を引き上げる仕組みにしてもらいたい。

○石川信夫委員：企業側もコスト削減に努めているのが、最終的には国が補助すべきとの理解か。

●陳情者（鈴木）：補助金では不健全である。最低賃金1,500円を支払っても成り立つ仕組みを作り上げてもらいたい。

○石川信夫委員：仕組みについて具体的な考えはあるのか。

●陳情者（鈴木）：具体的な細かいところまでは考えていない。

●陳情者（石井）：例えば、運輸業界は規制緩和による劣悪な労働条件を原因とする交通事故が非常に増えている。原価を割るような運賃制度など、経営環境の悪さが理由であり、原価を割らない経営をしていくことが健全な経営と考えている。最近ではネット販売が主流となり、それらを運ぶ物流業務に対する需要がある一方で、仕事内容に非常に魅力がないということで募集をかけても人が来ない。国において、最低賃金法の改正や中小企業支援の拡充を行うことで地方経済が発展していく。そのために今回の陳情書を提出している。

- 五戸委員：最低賃金をどこまで引き上げたいか。
- 陳情者（鈴木）：今回記載している1,500円は、現在の物価水準を考えた場合の金額である。つまり、物価が上がれば、上がった分は上乗せせざるをえない。全労連において最低生計費試算調査を行った結果、東京、青森、沖縄でも24万円前後が必要であるという結果が出ている。物価上昇を踏まえた調査結果次第では、最低賃金1,700円など言っていかなければならないと考えている。
- 加藤委員：全労連で調べたデータをご提示いただきたい。
- 陳情者（鈴木）：提示できる資料はないが、栃木県労連で最低生計費試算調査に向けた学習会を開催した際の資料によると、東京で試算した際の時給が1,664円、佐賀県で1,613円。これだけしか変わらないという結果である。
- 加藤委員：地域格差はないようだが、地方は一体どこに生計費を取られていると考えているか。
- 陳情者（鈴木）：まず、東京は物価が高いという認識が一般常識になっているが、調査結果では食料品関係、日用雑貨関係は、地方とほとんど変わらず、一番大きな違いは、住居費であると考え。東京では10万円で住める部屋が栃木では6万円前後で住める。その差を埋めるは、東京の場合は通勤に車が必要なく、栃木では車がなければ通うことができないという実態がある。以上から、東京の方が、物価が高いという考えは誤りだと認識している。
- 加藤委員：賃金が安いことを理由に親と同居する若者が増えていることを耳にする。最低賃金1,500円は、年収額に換算するといくらになるか。
- 陳情者（鈴木）：年収270万円程度である。
- 加藤委員：試算結果は、休暇や長期休暇は考慮されているのか。
- 陳情者（鈴木）：長期休暇の要件は全く考えておらず、単純に一カ月に22日間働いた場合の試算である。
- 大島委員：賃金上昇は、社会情勢を考慮し段階的に上げるため中央審議会において検討されている。中小企業の経営は難しく、本市においても中小企業に対する支援を行っており、賃金は業績の上昇に伴い上げるべきものとする。先に賃金を上げて、国などの支援を受けても、効果が表れるまで時間を要する。労働者の権利を主張することは正しいことではあるが、その期間に勤め先が倒産してしまえば本末転倒である。その点については、どのように考えているか。
- 陳情者（鈴木）：働く場がなくなれば生活ができなくなるが、働く者がいなくなれば逆に企業が倒産してしまうと考えている。しかし、海外では最低賃金が2,000円を超えている国もあり、日本で働く意味がないと考える若者が増え、労働力の海外流出を危惧されている。そういうことも踏まえると、日本の企業が生き残るためには、賃金だけでも引き上げる必要があると考えている。また、大企業の内部留保が5兆円増えている。この部分についても、中小企業や労働

者に還元するべき、と訴えていなければならない。

- 陳情者（石井）：私たちの組合は圧倒的にダンプ運転手が多く、個人事業主の方は確定申告をする。去年の10月から導入されたインボイス制度により、今まで消費税の納税の義務はなかった方も対象となった。国が政策を考えて欲しいという意見がある一方、税のあり方、社会保険料など、緩和措置や減税措置を講じる必要もある。そのような声を国に届けるためにも、私は主権者としてもしっかり見ていきたい。そのためには、今回の陳情を採択していただき、国に対して意見書を提出する必要があると考えている。

○石川委員：労働時間の規制がありますがその辺はどのように考えているか。

- 陳情者（石井）：仕事と仕事の間のインターバルの時間を確保する機運が高まっている。労働時間が短縮されている中で、労働者の意見としては、やはり賃金が上がっていかないと生活もできない。そこが、親と同居し独立できないことに繋がっていると考えている。

○松山委員：労働賃金は、都道府県労働局における審議会において決定している。全国一律は、各都道府県の賃金形態と合わない気がするがどうお考えか。

- 陳情者（鈴木）：日本は地方ごとに賃金を決めてきた。ただ、海外の場合、ほとんどは国単位で決めている。地方ごとに賃金の格差をつけることにより人口流出、地方の過疎化に繋がったと認識している。また、全国一律にすることが、地方活性化に繋がると考えてる。

《委員意見》

○五戸委員：日本は今の賃金に慣れてしまっている。最低賃金は1,500円まで引き上げるべきである。企業側を心配する話があったが、企業のことは経営者が考えることである。国も所得倍増と謳っていることから、上げたほうがいいと考える。

○大島委員：本市の中小企業にとっても、アフターコロナであっても業績が回復してない状況である。賃上げ自体には賛成だが、地域の実情に合っていないことから難しい。また、それだけ企業の業績が回復してないと思うので反対の意見である。

○石川委員：納得できる部分はもちろんあるが、現状では難しいと考える。現在、内部留保が5兆円あるようだが、企業側としても先行きが不透明なのではないか。また、最終的には国が補助金は出さなければいけないとの考えだが、国の借金を増やすことについては反対の立場である。

○加藤委員：地方の差はないと考える。賃金において、これだけ地域格差があることに疑問を持たなければならない。地方の最低賃金では労働意欲もなくなり、子どもを産む選択すら難しくなり、ますます若い働き手の海外流出に繋がりがねない。この悪い循環を断ち切るためにも思い切った対策が必要と考えるため賛成である。

○松山委員：労働賃金は労働局で決めている。地方の実情に応じて決定されているため全国一律は難しいと考えるため反対の立場である。

採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決す。

— 休 憩 —

認定第1号 令和5年度下野市一般会計歳入歳出決算認定について

【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

2款3項1目 森林環境譲与税

○石川信夫委員：森林環境税として、今年から1,000円徴収されている。森林環境譲与税の決算額が642万8,000円であり、今年度は789万3,000円の予算が組まれているが、これは1,000円徴収することで増えるという認識でよいか。

●農政課長：森林環境税につきましては委員おっしゃる通り今年度から1人1000円を徴収している。この徴収分については、交付税への充当と譲与税配付金特別会計へ支給されるため増額となっている。

14款2項2目 農林水産業費負担金

○加藤委員：多面的機能支払負担金の対象事業を伺う。

●農政課長：上三川町から本市の方へ負担される分であり、この他に県補助金として交付金を受け、多面的利用推進事業として行われたものである。

15款1項4目 農業使用料

○五戸委員：南河内農産物加工センター使用料の予算が38万4,000円、収入済額76万8,000円となっているが、内容を伺う。

●農政課長：使用料を納めている団体が、南河内農作物加工組合である。令和4年度の経営状況がよろしくなく、令和4年度には納めず、令和5年7月に前年

度分を合わせて納めたため、2年分の収入である。

15款 1項 5目 商工使用料

- 石川信夫委員：天平の丘公園使用料が予算より少ない理由を伺う。
- 商工観光課長：大きな要因としては、天平の花祭りにおいて、当初は駐車場の有料化を予定したところではあるが、昨年度に続き無料化したためである。
- 石川信夫委員：例年は約500万円の駐車場料金による歳入であったと思うが、今後はどのようなか。
- 商工観光課長：天平の花祭りは、コロナ禍を経て再開した。来場者の人数が読めない状況において、人を呼び込むための一つの起爆剤として無料化してきた。今後については、実行委員会と相談しながら進めていきたい。

17款 2項 4目 農林水産業費県補助金

- 石川信夫委員：新規就農総合支援事業補助金について、新規就農人数を伺う。
- 農政課長：令和5年度は9名である。
- 五戸委員：産地パワーアップ事業の内容を伺う。
- 農政課長：水田や畑作、野菜など、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき意欲ある農業者の方が高収益な作物栽培体系への転換を図る目的で事業を行った際にもらう補助金である。
- 五戸委員：どういう野菜か。
- 農政課長：主にイチゴである。

17款 2項 5目 土木費県補助金

- 石川信夫委員：民間住宅耐震診断助成事業費補助金、民間住宅耐震改修助成事業費補助金、とちぎ材の家づくり耐震支援事業費、それぞれの補助件数を伺う。
- 整備課長：耐震診断助成補助金は、診断士を無料で派遣する制度に対する補助金であり、5件の枠に対しての実績は3件である。民間住宅耐震改修助成事業費補助金は、7件予定していたところ6件の補助。とちぎ材の家作りの耐震支援事業費補助金は、耐震建て替え補助金を利用された方で、県産材を10m³以上使用した方に対して10万円を補助する事業であり、6枠に対して2件、20万円であった。

18款 2項 1目 不動産売買収入

- 石川信夫委員：道路の払い下げ収入の場所と件数を伺う。
- 管理保全課長：法定外公共物いわゆる、赤道とか水路の払い下げ箇所である。

令和5年度は7件の実績があり、南河内地区3件、石橋地区2件、国分寺地区2件である。

20款2項9目 新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給基金繰入金

○石川信夫委員：何件分か伺う。

●商工観光課長：132件である。

○石川信夫委員：以前、私が一般質問したものと同じか。

●商工観光課長：こちらは令和2年度に実行した部分について、交付金を活用した基金であり、対象はあくまでも令和2年度に実行したものに限る。

[歳出]

6款1項1目 農業総務費

○大島委員：農業者年金業務委託事業について、後継者の人数と農業者年金を受給している総数を伺う。

●農業委員会事務局長：農業者年金の加入促進に向け、委員には各戸個別訪問を行っていただいている。加入者は今年の6月現在では、278人である。

○大島委員：278人は、現在農業者年金を積み立てている人数か。加入しながら年金をもらってる人数を伺う。

●農業委員会事務局長：受給者は230名である。

6款1項3目 農業振興費

○石川信夫委員：農業用ビニール等処理対策事業について、1キロ当たり50円か。

●農政課長：補助率3分の1以内、1キロ当たりの上限が75円である。

○加藤委員：今年はいかほど発生しているか伺う。また、どのような処理ルートになっているのか伺う。

●農政課長：令和5年度にJA宇都宮とJA小山を合わせて305万1,570円である。こちら75円上限の補助であり、キロ数ではJA宇都宮が7万3,150キロ、JA小山が4万8,560キロの処理量である。

○加藤委員：こちらは小山広域への処理費用ということか。

●農政課長：小山広域ではなくて、専門の処理業者に委託している。

○加藤委員：環境保全型農業推進事業の内容と実績を伺う。

●農政課長：1つ目の環境保全型農業直接支払交付金が408万4480円である。こちらは、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減することに加え、緑肥や堆肥の施用を行う方に補助している。令和5年度は有機農業として、1グループの実績がある。こちらは、国50%、県25%、市25%の補助率である。続いて、低農薬栽培支援事業補助金は203万9,504円であり、生物農薬と微生物薬剤購

入費の2分の1を補助しており、3つの団体（JA小山、JA宇都宮いちご専門部南河内支部、JA宇都宮いちご専門部宇都宮支部）が該当している。畑地帯環境整備支援事業補助金は54万6,500円であり、畑に作付した麦を緑肥として利用した際の経費に対する補助で、令和5年度は計34名である。有機JAS法取組支援事業補助金が6万5,700円、こちらは1生産グループに対する実績である。土壌診断推進事業補助金、こちらは安全で良質な農作物を生産するための土壌診断に要する経費の補助であるが、26名の実績である。

○加藤委員：対象を拡大していく方が持続可能な農業として非常に必要考えるがいかがか。

●農政課長：国としても、有機農業等を推進している。本市においては、昨年度行ったアンケート調査を見ると、まだまだ有機農業や低農薬に対する意識づけが低いという状況にある。まずはそのような農家の方へのきっかけづくりということで、PR活動を行い、将来取り組む方を増やせればと考えている。

○石川信夫委員：森林環境譲与税から森林環境整備促進基金費を差し引いた残りはどうなるのか。

●農政課長：森林環境譲与税は、当初予算において基金への積み立てとして403万4,000円の予算であった。実際には基金積み立ては403万1,000円であり、その他に里山林危険木伐採事業支援事業や元気な森づくり推進事業、消費者行政事業などが充当先となった。充当しきれなかった部分は新たに基金に積み立てるため、今回の一般会計補正予算において計上している。

○大島委員：有害鳥獣被害防止対策事業について、被害を受けた方から、有害鳥獣の種類が増えたと同った。市内の有害鳥獣の出没状況と、県との情報共有はどのようなか伺う。

●農政課長：捕獲状況でしか把握していないが、罠で設置したものではハクビシンが令和5年は1頭、令和4年度は6頭捕獲した。令和5年度においては、ニホンジカが1頭を捕獲している。駆除隊にも見回りをお願いしているが、捕獲がうまく進んでない状況である。

○大島委員：市内では、とうもろこしを生産してる人がハクビシンやたぬきに被害が遭われてると伺った。なかなか捕獲できない状況だと思うが、県の方と協力しながら対策をお願いしたい。

○五戸委員：担い手総合対策支援事業について、複数の支援事業を重複して受けている方もいるのか。

●農政課長：恐らく一つの事業である。ただし、複数年で見ると、同じ方が何回か活用されてるという事例はあるが、単年度では元手も必要となりますので

難しいんではないかと考えられる。

○五戸委員：担い手の数は、毎年増えているのか。

●農政課長：3～4人は増えている。

○石川信夫委員：集出荷施設野菜調製機に1,016万円ほど支出されてるが、どのような施設か、またどのような野菜なのか伺う。

●農政課長：柴地区の方で、大根やにんじん等を作られてる方が活用し、集荷場を整備した事業である。

○石川信夫委員：野菜調製機は別の方か。

●農政課長：野菜調製機は、別の団体でハウレンソウを作ってるグループが購入した機械である。県補助金であり、施設の場合は5分の2、機械の場合は3分の1の補助率である。

○伊藤委員長：地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者が高収益な作物や栽培体系の転換を図ったということだが、どのような作物を、どのような形でパワーアップ計画に盛り込んだのか。また、その結果を伺う。

●農政課長：今回の補助金は、いちご農家で活用している。実際に購入したものとしてはパイプハウス、自動換気装置である。それらを活用し、高収益に繋げようという活動である。

○松山副委員長：担い手支援事業について、不用額が多い理由を伺う。

●農政課長：不用額が出た要因として、一つは、広域防除事業における無人ヘリや病気に強い稲を作る箱施用剤について約250万円の不用額がある。その他、農業研修者受け入れ支援事業の実績がなく約153万円、経営承継発展支援事業の実績がなく約100万円の不用額が生じたことが大きな要因である。

○加藤委員：畜産振興促進事業の補助を受けてる方の実績を伺う。

●農政課長：畜産農家の戸数としましては、令和5年度は肥育牛が17件、酪農が10件、養豚が3件、養鶏が1件の合計31件である。畜産振興事業については、主に病気の予防接種や品評会に出す際の補助金を中心となっている。

7 款 1 項 2 目 商工業振興費

○大島委員：工場誘致奨励金の支給基準を伺う。

●商工観光課長：工場誘致奨励金については、企業の設備投資や、工場の増設を行った際の固定資産税等を計算し、金額を算定している。投下固定資産の総額に応じて限度額が決まり、投下固定資産税のかかる固定資産税と都市計画税については、一度納めていただいたものを納付確認したうえで、奨励金として

交付している。

○石川信夫委員：陸砂利採石監視員設置事業について、監視員はどのぐらいの頻度で巡回しているのか。

●商工観光課長：月10日間巡視し、搬入路の管理状況や不法に採取していないかを確認し、それらを毎月報告してもらっている。陸砂利採石は、県に届け出が必要となっており、許可を得た場所でないと採取ができない。そこを常に監視をしている。

○石川信夫委員：ユンボでないと採取できないものか。

●商工観光課長：田んぼの下を掘るため、大きな重機を使って採取する。

延会

— 第2号 —

○会議日時 令和6年9月18日（水） 午前9時30分～午前11時28分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	伊 藤 陽 一	副委員長	○	松 山 裕
委 員	○	加 藤 好 雄	委 員	○	五 戸 豊 弘
委 員	○	石 川 信 夫	委 員	○	大 島 昌 弘
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	伊 澤 仁 一	都市建設部長	倉 持 吉 男
農 政 課 長	神 戸 良 和	商工観光課長	関 孝 夫
農業委員会事務局長	金 田 欣 明	都市政策課長	古 橋 栄 一
整 備 課 長	永 塚 勝	管理保全課長	北 野 和 利
上下水道局長	野 口 政 人	上下水道課長	須 賀 秀 人

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	五 月 女 治	議 事 課 長	大 門 啓 美

○議員傍聴者 鈴木一司議員、村尾光子議員

○一般傍聴者 なし

1. 再 開

2. あいさつ 伊藤陽一 委員長

3. 事 件

（1） 付託議案等審査について

《質疑・意見》

[歳出]

8款2項1目 道路維持費

○大島委員：市道維持管理について、下野アンダーなど、市道の除草管理の回数や考え方を伺う。

●管理保全課長：市道街路樹管理業務委託ということで、市内を4つに分けて業務を発注している。除草は年に3回実施し、必要なところは防除等を行っている。

○大島委員：アンダーは渋滞してると目につく。市外の方が通る割合が高く、市のイメージが悪くなるため、除草により管理するという発想ではなく、草が生えないようにシートで覆ってしまう考えもあると思う。市道管理は本当に大変だと思うが、環境保全会でも協力しながら除草している状況もあるため、主要道路だけでも生えてこない管理をするなど、検討をお願いしたい。

●管理保全課長：委員おっしゃる通り、アンダーについては、通過交通が多いような状況である。下野アンダー1について、市外の方もよく通るルートであり、環境美化も踏まえながら、道路維持管理に努めていきたい。

○加藤委員：下野アンダーは交通量も多く、大雨の際に通行止めになることも想定される。交通量はどのように把握しているか。

●管理保全課長：交通量については把握していない。アンダーが冠水した場合は警報装置により、消防署に情報が発信されるような体制をとっている。冠水した場合は、そこを通行するのではなく、別の迂回ルートを確保して、病院に搬送することになっている。

○加藤委員：市民はどのように情報を入手できるのか。

●管理保全課長：突発的なゲリラ豪雨による冠水について、事前に市民に連絡するツールは今のところない。降雨時間帯が長い場合は、ホームページ等でお知らせするが、対応としては職員が現地に行き、通行を止めるような体制である。

○加藤委員：最近、宇都宮と下野市で大雨による洪水警報が出た。車の通行が危うくなる状況はこれから頻繁に起きると思うが、その場合、特にアンダー付近の交通規制について少し対応を考えられた方がいいが、今後どのように考えているか。

●管理保全課長：アンダー等が冠水した場合は、管理保全課において輪番制で緊急出動できるような体制をとっている。アンダーには、水位計があり、冠水した場合には、掲示板に通行止めの表示がされる。また、市民の方へ情報提供が重要であるとして指摘いただいたが、現在、ホームページ以外にもLINEやX

などのツールを活用して緊急通報できないかと検討している。

- 都市建設部長：職員は、安全安心課による下野市災害情報共有システムを活用し、職員が災害や緊急の際に連絡がとれる。一般向けになっていないため、一般向けに発信できるように、今後、安全安心課等と連携しながら運用できればと考えている。

○石川信夫委員 道路構造物長寿命化事業について、橋梁点検の委託先を伺う。

- 管理保全課長：県内の大日本コンサルタントに発注している。

○石川信夫委員：橋を専門に点検する業者か。

- 管理保全課長：県内において橋梁点検を行う実績が多い業者である。

○石川信夫委員：以前、市内に 235 橋あると伺ったが、どのぐらいの頻度で点検しているのか。

- 管理保全課長：橋梁定期点検は法定点検となっており、平成 26 年度から実施している。令和 5 年度は 2 回目の点検であり、36 橋の点検を実施した。橋梁数について、現在は 234 橋であり、5 年周期で実施している。

8 款 3 項 1 目 都市計画総務費

○松山副委員長：空き家バンクについて、登録件数は 1 件のみか。

- 整備課長：令和 5 年度の登録は 1 件のみであるが、今年度は空き家バンクへの登録が 2 件あり、すでに成約している状況である。また、8 月中旬頃に閲覧板により空き家バンクについて周知したところ、6 件の問い合わせが来ている。

○松山委員：周知方法を変えたことで成果が出たと理解した。

- 整備課長：栃木市や宇都宮市はホームページにより周知してる。他市の周知方法を参考に啓発できるよう努力していく。

○五戸委員：空き家バンクの累計登録数を伺う。

- 整備課長：平成 30 年から令和 6 年までの期間で 13 件の登録があったが、すべて成約となっている。問い合わせがあった 6 件について、空き家バンクに登録されれば掲示していきたい。また、宅建協会と連携しながら PR できるよう調整している。なお、利用者登録により詳細を確認できる体制になっている。

[総括質疑]

6 款 1 項 5 目 農地費

○石川信夫委員：田んぼダムについて、大雨の際に役立った事例はあるか。

- 農政課長：田んぼダムは、石橋南部地区と仁良川地区に設置されている。石橋南部については令和 4 年度と 5 年度の 2 年で、計 200 個を設置している。仁良川地区については、令和 5 年度に 120 個を設置され、農地面積は約 130 へ

クターである。実際の効果については把握できていないが、貯水能力上昇による河川や用水路へ流れる水量をかなり抑えられることを期待している。

8 款 2 項 2 目 道路橋梁新設改良費

- 加藤委員：市道整備について、繰越額と不用額が多く占める理由伺う。
- 整備課長：繰越額の内訳として用地費と工事費がある。用地費については、用地交渉の進捗や交渉成立後の物件移転に時間を要するなどを理由として、次年度に繰越している。工事費については、電柱の移転にかなりの時間を要する場合や、物件移転や稲刈りが完了しないと工事に着手できず、年度内の完了が難しくなり繰越することがある。不用額について、例えば市道 2-10 号線整備の場合は、予定していた設計委託業務が土地改良区との流末排水先の協議が整わなかったため、委託が発注できず不用となった。その他、変更契約により増額補正したが実際には使わず不用となったケースや、設計額に対する落札額の差金である執行残も含まれる。
- 加藤委員：電柱の移転について、時間を要することは事前に把握できないのか。
- 整備課長：東京電力に関しては、全国的に東日本大震災後から電柱移設がかなり遅れており、県でも同様であり、行政として要望している状況である。また、NTT の光ケーブルなどの場合、移設や設計費用が多額となり本社対応となるため時間を要することとなる。なるべく用地取得がまとまった時点で早急に移設依頼できるように努めているが、それでも 1～2 年は要してしまう。
- 加藤委員：工事中の看板がしばらく掲げられている箇所を目にする。通学路や、市民の方が頻繁に通る道路に関して、工事を早めるなどの対応はできないか。
- 都市建設部長：地権者との用地交渉が終わった後、東京電力などと電柱の移設先について用地交渉を行うが、地権者の反対や要望などにより再設計などで交渉が長引くこともあり、結果として工事が遅くなることもあることをご理解いただきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第 5 号 令和 5 年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第6号 令和5年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算認定について

《質疑・意見》

- 石川信夫委員：売却件数と残りの区画数を伺う。
- 整備課長：昨年度の売却件数は、保留地が5区画、付け保留地が9件であり、残りは3区画である。
- 都市建設部長：補足すると、現在公売している一般保留地が3区画であり、まだ造成が完了していない保留地が9区画あるため、合計12区画である。
- 石川信夫委員：一般会計繰入金が昨年度と比較して増えた理由を伺う。
- 整備課長：県道栃木二宮線沿線の物件移転などを重点的に行ったことにより工事費が増えたためである。
- 石川信夫委員：今後も一般会計からの繰り入れは多くなるのか。
- 整備課長：都市計画道路沿線の物件移転等については、国庫補助により整備している。歳入としては、保留地の処分金などを活用し、できる限り特別会計内で整備していきたいところではあるが、都市計画道路沿線以外のところの造成工事等については、単独費を繰り入れないと整備ができないところもある。今後は残りの保留地を整備・販売し、なるべく一般会計から繰り入れない方法で整備していきたい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第7号 令和5年度下野市水道事業会計決算認定について
議案第67号 令和5年度下野市水道事業会計未処分利益余剰金の処分について

《質疑・意見》

- 加藤委員：決算審査意見書では、「有収率減少の理由として施設の老朽化による漏水が主な原因であり、有収率は経営に大きく影響する」と指摘されている。そのような中で、管路経年化率が上昇しているようだが、有収率との因果関係はあるのか。
- 上下水道課長：有収率は、漏水が大きな要因として占めている。令和5年度における漏水対策として、衛星を使い漏水の疑いがある箇所を調査した。その結果、209ヶ所の漏水箇所を特定したため、そのうちの89ヶ所で音聴調査を実施し、14ヶ所で漏水箇所を修理した。漏水の疑いある箇所については、令和6年度も引き続き、水道メーターの検針に合わせてスクリーニング調査を実施しており、JR3駅を中心とした市街地の6,080戸を対象に実施した。そのうちの約2割にあたる1,166戸において漏水の疑いがあると判明している。

これらについては、今後さらに漏水箇所の特特定を進めるうえで、音聴調査を実施し、引き続き、その漏水の抜本的な対策に講じていく予定である。その他、有収率の減収に繋がる大きな要因としては、人口の減少も考えられる。幸いにも本市では人口減少が見受けられないが、節水型の水道機器類が各家庭にかなり普及しており、それらも有収水量の減収の要因になっている。また、消火活動時の消火栓からの給水についても、無収水量ということで計数されますので、そういったものも大きな要因となっている。2つ目のご質問の管路経年変化率が、令和4年度から令和5年にかけて6%増加している点については、法定耐用年数を超えた管路が増加していることが理由として挙げられる。法定耐用年数を超えた管路が増えていくことで、今後も管路変化率が増加していくため、その点については危機感を抱いているため、計画的な管路の更新に努めていく。

○加藤委員：漏水箇所を補修しても追いつかないこともある。その辺はどのように考えているか。

●上下水道課長：老朽化に伴う漏水については、水道本管からの漏水と各家庭に引き込むための給水管からの漏水の2通り考えられる。1年間に発生する漏水修理の約9割が各家庭内での漏水が発生している状況である。よく街中で見かける舗装の継ぎ目から噴き出している漏水は、本管から引き込むために使われる給水管が、耐圧に弱い給水管であることが原因として考えられる。現在は耐圧に強い二層管を使用しているが、古いご家庭の場合は、耐圧に弱い一層管を使用している。また、夏場は路面温度が熱せられることで、地中内に熱が浸潤し、古い管が膨張することで亀裂が生じ漏水を引き起こす場合もある。市民からの通報や漏水調査により判明した漏水箇所については、早急に対応できるよう注力していきたい。

○加藤委員：調査や修理について、本管のみならず給水管を含めすべて実施することは大変かと思うがどのように考えているか。

●上下水道課長：企業会計は独立採算制を採用しており、皆さまからの使用料により修理費や維持管理費を賄っている。収支バランスを確認しながら、予算組みをしていかなければならないが、喫緊の課題としては無収水量が増えていく状況は好ましくないと考えている。そこで、特に交通量が多い箇所、漏水が原因により道路の陥没にまで発展する危険性が高い箇所、グリーントウンのように、まとめて開発された街について、根本的に漏水を封じていけるよう、今後は漏水修繕計画を立てたうえで、計画的に漏水対策に注力していきたい。

○加藤委員：効果的な対策をお願いする。

○五戸委員：令和4、5年に水道料金の減免措置を実施したと思うが、一般家庭

以外に工場や大手スーパーなどの事業所も含まれていたのか。
○上下水道局長：公共施設以外の施設もすべて減免となっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

認定第8号 令和5年度下野市下水道事業会計決算認定について 議案第67号 令和5年度下野市下水道事業会計未処分利益余剰金の処分について
--

《質疑・意見》

- 加藤委員：汚水処理費は、どの費用を合算したものか伺う。
- 上下水道局長：総務省の決算状況調査があり、下水道事業の決算が終了した後
に、決算調査を総務省に提出する書類のなかに汚水処理費が記載されてくる。
例年、年度末に数字が公表になり、今回の決算書から拾い上げるのは難しいた
め、後日資料を提供する。
- 加藤委員：後ほど、内訳をいただけるということだが、公表されているのか。
- 上下水道局長：汚水処理費の積み上げについては資料があり、公表できる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第61号 令和6年度下野市一般会計補正予算（第4号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

なし

[歳出]

6款1項6目 地域振興交流施設費

- 加藤委員：「道の駅しもつけ」拡張について、整備事業内容を伺う。
- 商工観光課長：現在、「道の駅しもつけ」については、売り上げと来場者はト
ップクラスの状況である。一方で、近隣の新たな建設された道の駅が増え、本
市の道の駅についても、さらなる利便性の向上と新たなにぎわいの創出を図
る必要があり、拡張整備を計画しているところである。そこで、事業の早期実
現を目指すため、対象地取得の検討に向けた現況の測量、土地単価算定のため
の不動産鑑定、土地評価業務に係る予算を計上した。計画内容については、「株
式会社 道の駅しもつけ」と協議を進め、これまでは来場目的が購入であった
が、今後は体験など「道の駅しもつけ」が目的化になるような仕掛けづくりが
必要と考えている。

- 加藤委員：近隣の自治体でも、道の駅の改修や新設が予定されてる。差別化を図るためにはどのように考えているのか。
- 商工観光課長：目的化を目指し、来場者が長く滞在できるような施設づくりが必要と考えている。
- 加藤委員：東側駐車場の拡張について、乗用車向けの駐車場拡張ということか。
- 商工観光課長：拡張については、内容を精査していかなければならない。東側駐車場については、130台ほど拡張されているが、イベントが開催された場合には溢れてしまう状況も見受けられる。台数ははっきりと言えないが、今後に向け駐車場も含め検討していきたい。
- 加藤委員：現行の駐車場を見ると、大型車両を停める場所にも多くの車が入り込んでいる。歩道を通行するときに危険であるため、できれば一般車両が安心して通行できる動線も考えてもらいたい。
- 商工観光課長：貴重なご意見として、計画の中に盛り込んでいきたい。

6款3項1目 農業振興費

- 石川信夫委員：担い手総合対策支援事業の補助金は機械購入に対する補助か。
- 農政課長：国 50%、生産者 50%、50%を国が補助するものである。今回は、コンバイン購入費に対する補正である。

7款1項3目 観光費

- 石川信夫委員：今回の補正は宿泊施設の件か。
- 商工観光課長：ご指摘の通りである。天平の丘公園の西側に重要文化財である甲塚古墳があり、その利活用を目的として計画するものである。こちらの宿泊施設につきましては、公有地として用地買収することに対して前向きな姿勢となったことから、用地測量及び現況測量のほか、用地買収価格の算定のための不動産鑑定、土地評価、及び物件調査保証業務に係る予算を計上した。
- 石川信夫委員：今年度にすべて完了となるのか。
- 商工観光課長：今年度は、今回の補正により測量調査業務を実施し、令和7年度に設計及び用地の取得と補償を行い、令和8年度から工事に着手していきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第65号 令和6年度小山栃木都市計画事業石橋駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第66号 令和6年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第1号）
--

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

5. その他

なし

閉 会